



全国財務局長会議において挨拶する山本大臣  
(4月26日)



在日米国商工会議所の会合で講演する  
山本大臣 → [P12](#)に関連記事  
(5月21日)

## 目次

### 【トピックス】

- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について……………2
- 金融商品取引業者等検査マニュアル意見交換会の開催について(証券取引等監視委員会) ……3
- 多重債務問題改善プログラムの決定について……………3
- 平成19年2月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について…5
- 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループにおける議論の状況について…10

### 【金融ここが聞きたい!】……………11

### 【お知らせ】

- 金融庁主催「多重債務問題解決のためのカウンセリング シンポジウム」の開催について…17
- EDINETパイロット・プログラムに関する資料の公開及び説明会の開催について……………18
- 株券電子化について……………20
- 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会)22
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内……………22

### 【4月の主な報道発表等】……………23

## 【トピックス】

### 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について（期間：平成19年1月1日～3月31日）

#### 概要

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成19年1月1日から3月31日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- ① 平成19年1月1日から3月31日までの間に、11,784件の相談等（詳細については、「[金融サービス利用者相談室](#)」における相談等の受付状況等に関する公表について（平成19年4月27日）別紙1をご参照ください。）が寄せられています。一日当たりの受付件数は平均200件となっており、18年10月1日から12月31日までの間の実績（211件）をやや下回っています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが2,959件（25%）、保険商品等に関するものが4,114件（35%）、投資商品等に関するものが2,632件（22%）、貸金等に関するものが1,859件（16%）、金融行政一般・その他が220件（2%）となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、
  - イ 預金・融資等に関するものうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が、その他業務では、為替、両替についての相談等が寄せられています。
  - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
  - ハ 投資商品等については、証券会社に関するもの、未公開株に関するもの、企業内容等の開示に関するものについての相談等が寄せられています。
  - ニ 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等の中には、**検査・監督上参考となる情報（注）**も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

#### （注）検査・監督上参考となる情報の例

- イ 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの、
- ロ 預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの、
- ハ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの、
- ニ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの、
- ホ 損害保険会社の不払い等（付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品に係る保険金の不払い、火災保険の保険料過徴収）に関するもの、
- ヘ 保険募集人等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの、
- ト 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不開示等）に関するもの、

さらに、平成18年10月1日から12月31日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

- イ 監督において行った214金融機関に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ロ 金融庁が着手した17金融機関の検査に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

- ⑤ 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しております。これまで、以下のものを公表しておりますので、ご参照下さい。
- イ 預金・融資等の「預金口座の不正利用に関する情報の提供」、「期間延長特約付（満期繰上特約付）定期預金の販売に関する相談等」、「円定期預金とセットでの投資信託販売に関する相談等」、「外貨定期預金に関する相談等」、
  - ロ 保険商品等の「保険内容の顧客説明に関する相談等」、「告知義務に関する相談等」、「保険金の支払いに関する相談等」、
  - ハ 投資商品等の「外国為替証拠金取引に関する相談等」、「未公開株の取引に関する相談等」、「証券会社との取引に関する相談等」、
  - ニ 貸金等の「違法な金融業者等からの借入れに関する相談等」、
- その他、当庁のホームページ（[「一般のみなさんへ」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について（平成19年4月27日）](#)にアクセスしてください。

## 金融商品取引業者等検査マニュアル意見交換会の開催について

[証券取引等監視委員会](#)（以下「証券監視委」という。）は、現行の[「証券検査マニュアル」](#)及び[「投信・投資顧問検査マニュアル」](#)を抜本的に見直して、新たに「金融商品取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル<sup>1</sup>」という。）を策定することとし、証券検査の対象となる業者等の実態を反映させるため、民間業者から意見を聴取する意見交換会<sup>2</sup>を開催しています。

これは、本年夏（9月）に予定されている[金融商品取引法](#)の全面施行に伴う規制の横断化等により、証券監視委の検査対象となる業者の範囲や検査において検証すべき事項が拡大すること等を受け、現行の「証券検査マニュアル」及び「投信・投資顧問検査マニュアル」では十分に対応しきれない面が生じるため、これに対応するために改訂を行うものです。

本年4月26日に第一回目の意見交換会を開催したところですが、今後は6月上旬までの間に数回程度の意見交換会を開催し、金融商品を取り扱う業者の実態を十分踏まえた上で検査マニュアルの証券監視委事務局案を策定し、その後パブリックコメントに付した後に改訂する予定です。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ホームページの「報道発表資料」から[「金融商品取引業者等検査マニュアル意見交換会の開催について（平成19年4月25日）](#)にアクセスしてください。

## 多重債務問題改善プログラムの決定について

昨年成立した[改正貸金業法](#)を受けて、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために関係閣僚からなる[多重債務者対策本部](#)（本部長は山本金融担当大臣）が設置されました。本部においては、有識者会議を設けるとともに、各省庁間でも精力的に意見交換し、4月9日（月）に[「有識者会議による意見とりまとめ」](#)が公表されました。

<sup>1</sup> 検査マニュアルは、証券監視委（財務局等を含む。）が行う証券検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理した検査官の検査の手引書として位置づけられるものです。

<sup>2</sup> 意見交換会のメンバーは、証券監視委事務局及び金融商品を取り扱う業者のコンプライアンス実務担当者です。

これに基づいて、4月20日（金）、多重債務者対策本部において、具体的な施策をまとめた「[多重債務問題改善プログラム](#)」が決定されました。

このプログラムの概要は以下のとおりです。

#### ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

住民への接触機会が多い地方自治体の相談窓口における対応を充実し、遅くとも改正貸金業法完全施行時（概ね平成21年末をめぐり）には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態となることを目指します。特に、現在も相談窓口がある程度整備されている自治体や、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市には、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう相談体制・内容の充実を要請します。

また、都道府県においても、市町村の相談体制を補完するほか、警察、弁護士会、司法書士会等関係団体との「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議します。

国においても、国の機関における相談体制の強化を図るとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促します。

#### ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

特に消費者向けのセーフティネット貸付けにおいては、丁寧な事情聴取、貸付け後のモニタリングを行う「顔の見える融資」、いわば「日本版グラミン銀行」モデルの拡大を目指します。

また、既存の消費者向け、事業者向けのセーフティネット貸付けについても活用を促進します。

#### ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

全ての生徒が社会に出る前（高校卒業前）に、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務に陥ってしまった場合の救済策（相談窓口の存在など）等の知識を得られるようにします。当面はホームルームで借金問題を取り上げることを検討しますが、さらに、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを検討します。

#### ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

ヤミ金の撲滅に向けて当分の間集中取締本部を維持し、取締りを徹底します。また、現場の警察官に対しては、実践的な対応マニュアルを配布する他、携帯電話の不正利用停止制度や、犯罪収益移転防止法における本人確認、疑わしい取引の届出等の制度の積極的な活用を検討します。

今後、多重債務問題の解決に向けて、関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が一体となって本プログラムを実行していくことになります。そして、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保します。

金融庁としては、

- ・ 財務局において、相談体制の強化、相談内容の充実を図る
- ・ 各自治体における取組みが円滑に進むよう、具体的な事例に沿って平易で実践的な相談マニュアルを作成する
- ・ （財）日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請する
- ・ ヤミ金の撲滅に向けて、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図るなどに、特に重点的に取り組んでいきます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「金融庁の政策」から「[貸金業法改正法について](#)」、「活動について 審議会・研究会等」から「[多重債務者対策本部有識者会議](#)」にアクセスしてください。

## 平成 19 年 2 月に実施した「中小企業金融モニタリング」 の取りまとめ結果の公表について

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、財務局・財務事務所職員が、商工会議所等、日本公認会計士協会地域会及び税理士会の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等についての的確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

今般、平成 19 年 2 月に実施した中小企業金融モニタリングの結果を当庁において以下のとおり取りまとめ、公表しました。

今回の調査結果について俯瞰してみると、

- ① 中小企業に対する融資姿勢は、全地域において、「積極的である」、「やや積極的である」との回答が概ね 6 割～8 割を占めています。
- ② また、中小企業金融の実情については、他の金融機関が融資していない企業に対する融資は実行しないなど融資姿勢が消極的といった意見も少数聞かれるが、全体としては金融機関の融資姿勢は積極的、との意見が多く見られます。

金融庁としては、今後とも本モニタリングを通じて中小企業金融の現場の声を積極的に把握するとともに、得られた情報について、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用するなど、中小企業金融の円滑化に向けて引き続き努力していきます。

### 1. モニタリング聴取先について

全国 47 都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会等の経営相談に携わる者、税理士、公認会計士 386 人（246 団体）からヒアリングを行いました。

団 体 先	聴取人数(団体数)
商工会議所	158人 (76)
商工会	111人 (97)
商工会連合会	43人 (21)
税理士会	18人 (17)
中小企業団体中央会	25人 (16)
日本公認会計士協会	23人 (14)
商工会議所連合会	6人 (3)
中小企業家同友会	2人 (2)
合計	386人 (246)

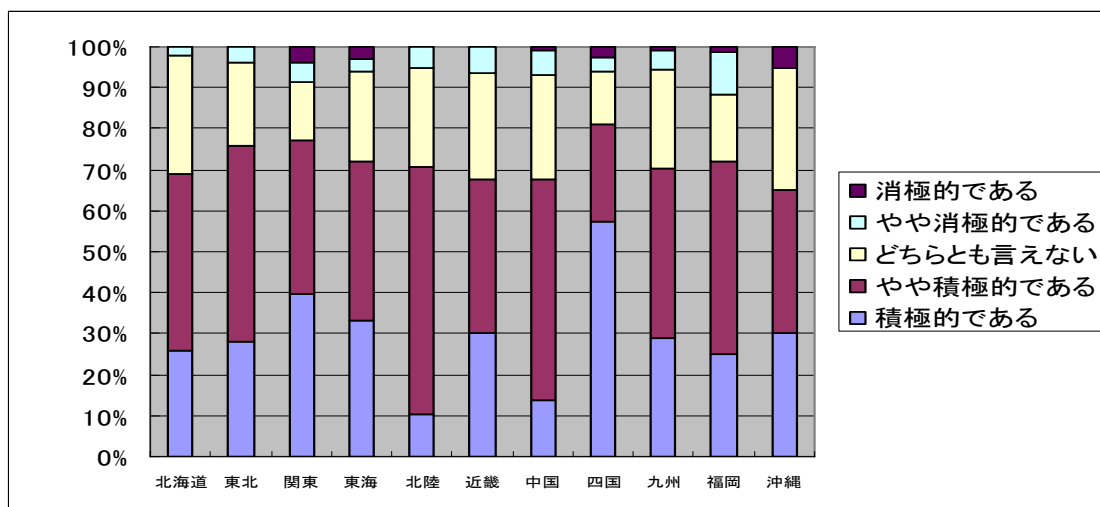
(注) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が調査実施毎に異なる場合があります。

## 2. ヒアリング結果概要

### (1) 「中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向について」のヒアリング結果概要

#### ① 地域毎の概要

地域毎にばらつきは見られるものの、全地域において「積極的である」、「やや積極的である」との意見が概ね6～8割を占めています。また、「消極的である」、「やや消極的である」との意見は全地域において概ね1割を下回っています。



#### ② 業態毎の概要

最近3ヶ月の動向	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
1 積極的である	41	22.4%	94	26.2%	103	29.9%	142	38.8%	380	30.3%
2 やや積極的である	70	38.3%	167	46.5%	152	44.1%	137	37.4%	526	42.0%
3 どちらとも言えない	54	29.5%	78	21.7%	67	19.4%	68	18.6%	267	21.3%
4 やや消極的である	10	5.5%	17	4.7%	20	5.8%	14	3.8%	61	4.9%
5 消極的である	8	4.4%	3	0.8%	3	0.9%	5	1.4%	19	1.5%
合計	183	100.0%	359	100.0%	345	100.0%	366	100.0%	1253	100.0%

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではありません。

(注2) 上記表は、有効回答の内訳を表したものです。無回答及び不明は含まれておりません。このため、聴取人数と意見の合計数は一致しません。

#### ➤ 上記表の「4 やや消極的である」・「5 消極的である」を選択したものの理由

上記4・5の理由	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
新規融資姿勢関連	10	43.5%	5	14.3%	5	14.3%	8	30.8%	28	23.5%
担保・保証関連	4	17.4%	8	22.9%	6	17.1%	8	30.8%	26	21.8%
金利関連	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	2	7.7%	3	2.5%
融資条件関連	6	26.1%	10	28.6%	12	34.3%	6	23.1%	34	28.6%
審査手続関連	1	4.3%	2	5.7%	2	5.7%	1	3.8%	6	5.0%
その他	2	8.7%	9	25.7%	10	28.6%	1	3.8%	22	18.5%
合計	23	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	26	100.0%	119	100.0%

(注) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、上記4・5の合計回答件数(80件)と上記表の全体の合計回答件数(119件)は一致しません。

## (2) 「中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について」のヒアリング結果概要

▶ 中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の10項目を聴取しました。

- ① 融資姿勢に関するもの
- ② 担保・保証に関するもの
- ③ 経営指導に関するもの
- ④ 創業・再生支援に関するもの
- ⑤ 融資の際の説明態勢に関するもの
- ⑥ 相談苦情処理機能に関するもの
- ⑦ 金融機関の資質・能力に関するもの
- ⑧ 融資の際の審査期間に関するもの
- ⑨ 金利に関するもの
- ⑩ その他

▶ 各項目に寄せられた主な意見は以下のとおりです。

(注) 主な意見における( )内は、意見を収集した財務局名を指してありますが、同一財務局において多様な意見を収集しており、それぞれの意見を抜粋して記載しています。

### ① 融資姿勢

- ・ 信用保証協会と提携した制度融資等を活用するなど、融資姿勢は積極的である(全地域)。
- ・ 新規融資開拓のプロジェクトチームを編成するなど、新規融資に積極的に取り組んでいる(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 業況が悪化した企業の経営者とのコミュニケーションを図り、企業の実態把握に努めるなど、企業の定性要因を考慮して融資を行っている(北海道、東北、北陸、中国、沖縄)。
- ・ 他の金融機関が融資していない企業に対する融資は実行しないほか、融資に際して担保・保証が必要であるなど、融資姿勢は消極的である(関東、東海、中国、四国、九州、福岡、沖縄)。

### ② 担保・保証

- ・ 信用保証協会等の制度融資を利用するほか、スコアリング・モデル(企業業績を定量分析し、算出された信用リスクに基づき融資可否を判定)を用いた金融商品を推進するなど、無担保・無保証の金融商品は以前に比べて多くなった(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 融資の借り換え時に追加担保を徴求しないほか、保証についても代表者保証などが主流で第三者保証は求めないなどの姿勢が見られる(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 担保評価の目減り分について保証人を求めるケースがあるほか、融資を相談する段階では担保・保証を求めない前提で話を進めていても、最終的には担保等を求めることが多いなど、担保・保証に依存した融資姿勢が見られる(全地域)。
- ・ 経済環境が芳しくない地域においては融資に際して担保・保証に頼りがちになるほか、スコアリング・モデルの活用は活発であるが企業の定性面に対する評価能力が乏しい(北海道、近畿)。

### ③ 経営指導

- ・ 経営コンサルタント会社の経営指導を取り入れるほか、顧客の利便性に配慮して相談業務の時間を拡大するなど、組織として経営指導に積極的に取り組んでいる(北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 観光客誘致のため、温泉組合のホームページ作成に金融機関が協力するほか、企業の資金繰り表の作成を指導するなど、踏み込んだ経営指導を行っている(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国)。
- ・ 経営指導の窓口はあるが実効的に機能しておらず受動的姿勢であるほか、経営指導よりも債権管理を優先しているなど、積極的な経営指導は行われていない(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。

#### ④ 創業・再生支援

- ・ 創業の準備段階から金融機関が積極的に関与しているほか、企業再生に取り組む企業に職員を派遣するなど、創業・再生支援に積極的に取り組んでいる（**北海道、東北、関東、東海、近畿、四国、福岡**）。
- ・ 小規模企業の創業については、商工会議所と金融機関が密に連絡を取り合い協力を図っているほか、業況不芳の企業について、財務状況や再建計画を見極めた上で貸出条件の緩和を行うなど可能な限り対応している（**関東、九州**）。
- ・ 金融機関にリスクをとる姿勢が見られず融資につながらないほか、企業からの創業支援に関する相談に対して実績を見てから判断するという対応であるなど、積極的な創業・再生支援は行われていない（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州**）。
- ・ 再生支援については、複数の金融機関と取引がある企業の場合は金融機関間の協調が必要なため、一金融機関が単独で支援することは難しいほか、創業支援に当たっては、評価価額や信用力の高い担保・保証が必要である（**北陸、四国**）。

#### ⑤ 融資の際の説明態勢

- ・ 金融機関が連帯保証人を往訪し、債務額及び償還期間等の説明を行っているほか、融資が困難な場合にはその要因となっている経営状況、財務内容等の箇所についても説明するなど、十分な説明を行っている（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄**）。
- ・ 渉外担当の職員が安易に融資の可否などを答えていたケースも以前はあったようだが、現在は書面などを使ってきちんと説明しているほか、説明用パンフレットの文字を大きくするなど、説明はよくなった（**北海道、九州**）。
- ・ 信用保証協会等の制度融資を利用する際に保証料が必要であることを説明していないほか、融資条件の変動金利を引き上げる際に十分な説明がなかったなど、説明不足と認められる事案がある（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡**）。

#### ⑥ 相談苦情処理機能

- ・ お客様相談室などの専門部署を設置するなど、相談苦情処理態勢が整備されている（**北海道、東北、関東、東海、近畿、四国、九州、福岡**）。
- ・ 相談処理機能については、支店長など上級職の職員が質問に直接対応するほか、スコアリング・モデルに基づいた理論的な金利等を提示し債務者の納得を得ているなど、適切に対応している（**北海道、東北、関東、東海、近畿、四国、九州**）。
- ・ 融資先からの申し入れ、苦情は後手に回るほか、対面による会話を必要とする場合でも、本店に専門部署を設置しているため電話対応のみとなりがちである（**近畿、九州**）。

#### ⑦ 金融機関の資質・能力

- ・ 中小企業大学校や商工会議所等の研修に職員を派遣するなど、組織として積極的に取り組んでいる（**北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、福岡**）。
- ・ 業種別に担当グループを作って経営指導等を行う態勢が広がっており、金融機関の資質・能力は十分であるほか、金融機関は商工会と積極的に情報を共有するようになってきているなど、企業の実態を把握しようとする姿勢が見られる（**四国、九州**）。
- ・ 未だに決算書の数字だけを見て判断する担当者が散見されるほか、水産加工業界など個別事情等に関する勉強が更に必要であるなど、目利き能力が不足している（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州**）。
- ・ 目利き能力については、担当者や支店長によって姿勢が異なり、組織全体の底上げにはなっていないほか、決算書などの数字だけで判断しており地域の実情などを見極める能力が不十分である（**北海道、中国、九州**）。

#### ⑧ 融資の際の審査期間

- ・ 融資に必要な書類等が整っていれば、資金が必要な時期に合わせたスケジュールを提示してくれるなど、融資の際の審査期間について適切な対応となっている（**全地域**）。
- ・ スコアリング・モデルを用いた金融商品の活用や、事前協議の実施などにより、審査期間は短くなっている（**北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、福岡**）。



- ・ 自己査定態勢が整備されたことから全般的に審査期間は短縮され、無駄な時間をかけなくなっている（北海道、東北）。
- ・ 新規融資の申込から実行までに1ヶ月以上かかる場合があるなど、審査期間は短くなっていない（東北、関東、東海、北陸、近畿、中国）。

### ⑨ 金利

- ・ 依然として低利率で推移していると感じるなど、金利に関する不満はない（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）。
- ・ 融資先に対する金利水準は、金融機関独自の信用格付に基づき、客観的な根拠に基づき決められているなど、企業の信用リスクに応じて適切に設定されている（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、福岡、沖縄）。
- ・ 金利交渉は困難であるほか、金融機関間の競争原理があまり働いておらず、金利水準は高い（東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）。

### ⑩ その他

- ・ 19年10月実施予定の責任共有制度（信用保証協会の保証付融資において、金融機関が代位弁済額を一部負担）により、金融機関の融資姿勢が厳しくなるのではないかと懸念している（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、九州）。
- ・ 19年1月に実施された本人確認義務の変更（10万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に対し送金人の本人確認等を義務付け）は、利用者にとって手間や時間がかかりすぎる（東海、近畿）。
- ・ 現在検討中の政策金融改革について、政府系金融機関の民営化により公的金融機関の果たしてきた役割が損なわれないか懸念している（北海道、北陸、福岡）。
- ・ 金融庁が取り組んでいる施策「地域密着型金融」は今後も推進することが望ましい（北海道、四国、沖縄）。

### (3) 「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要

- ・ 中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・ 今回の質問調査事項とそれに対する主な意見は、以下のとおりです。

## 金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」（改訂版）の中小企業への浸透状況について

### 【寄せられた主な意見】

- ・ 商工団体、経営指導員等の関係機関においては、マニュアル別冊の内容が浸透してきているが、中小企業者への浸透は十分ではないと思われる。
- ・ 金融機関が中小企業へ融資をする際にマニュアル別冊の内容を説明することがあり、中小企業の経営者へも浸透しつつあると思われる。
- ・ インターネット、広報等の媒体を駆使して周知してほしい。
- ・ 専門用語・活字を極力使用せず、イラストや図表等を取り入れ、読みやすいリーフレットにした方が良くと思われる。

## 3. 「中小企業金融モニタリング」の活用状況について

### (1) ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

### (2) 意見交換会における要請（金融庁での活用）

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会（毎月開催）等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例を紹介しています。具体的には、①事業からのキャッシュフローを重視した、担保・保証に過度に依存しない融資など、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、②これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得る

ような十分な説明の実施、③金融検査マニュアル別冊の周知等について要請を行っています。

### (3) 地域金融円滑化会議の活用等（財務局等での活用）

都道府県毎に設置し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」（金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成）や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など、諸々の機会を通じて、顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化について注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「19年2月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について」（平成19年4月25日）](#)にアクセスしてください。

## 「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」 における議論の状況について

金融審議会金融分科会に設置された「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」（以下「スタディグループ」といいます。）は、今年の1月以降、現在まで11回会合を開催し、メンバーや外部有識者からのヒアリング等を踏まえ、精力的に討議を行っています。

これまでの議論では、基本的な問題認識として、

- ・ 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が持続的に成長するためには、資産運用及び金融サービスの果たす役割が重要である。
- ・ グローバルな市場間競争が激しさを増している中、我が国金融市場の国際的な競争力を強化していく必要がある。
- ・ そのためには、これまでの金融・資本市場改革の流れを更に進め、我が国金融・資本市場の裾野を拡大することにより、内外の市場参加者にとって魅力ある市場を構築する必要がある。といった点が指摘されました。

また、こうした取組みを進めることにより、以下のようなメリットが考えられることから、国民的に優先度の高い課題である、との指摘がありました。

- ・ 投資家にとって、より多様な運用機会が得られるようになる。
- ・ 資金調達者にとって、事業の拡大等に必要外部資金の調達により、更なる成長のチャンスにつながる。
- ・ 投資リターンの増大や企業収益の拡大は、仲介する金融サービス業が生み出す付加価値とともに、国民所得の増大につながる。
- ・ 市場を通じた資源配分機能やガバナンス機能の適切な発揮は、経済活動の効率化や生産性の向上により、経済全体にプラスの影響を及ぼす。

これらを踏まえ、4月17日には、これまでのスタディグループにおける議論の状況を整理した「主な論点」を提示したところです。

「主な論点」の中には、今後議論を詰めていく必要がある論点等も含まれており、スタディグループでは、こうした点を中心に更に議論を深め、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に向けた具体的な方策について検討を進めていく予定です。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「活動について・審議会・研究会等」から[「金融審議会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」](#)にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

### 【多重債務者問題改善プログラム】

**Q：多重債務者問題改善プログラムについて、これから実行に移すにあたって効果をあげていくには、こういった点が特にポイントになりますか。**

A： 一番最初のテーマは相談窓口の件でございます。この相談窓口と申しましても、これは 230 万人という多数に上る方々でございますし、そしてまず、債務整理。債務整理におきましては、過払い問題もございます。いわば、そこに極めて専門性の高い技術的なロジックの話も含まれております。従いまして、その意味では単に窓口を設けただけという以上に、法律専門家、法テラス、弁護士会、或いは司法書士会、そういったところへの連携をしていただけたらありがたいと思っております。ただ、既に消費生活センターという専門性の高い相談員のいる施設を、地方公共団体は、既に 500 ヶ所以上設けておられますので、既にあるところとの、また、経験やノウハウを活かしながらやっていただければ、スムーズにいけるのではないかと考えております。そして、次には家計管理。借りられるところが限定をされ、今までとは違う環境に多重債務者を置きますので、もはや多重債務者に生活資金までもが閉ざされるということがないようにするためには、マイクロクレジットという形での債務者に貸付をする体制が必要でございます。そこには、およそ社会福祉協議会でのそうした公的なもの、さらに岩手県の生活生協におけるボランティア活動におけるもの、さらに新しくグラミン銀行的なものが発生していただけたというような期待、そうしたもの諸々について、家計管理ができていくことを希望しております。さらに、職業の新たな就業というような展開も自立まで含めてできれば、相談体制としては最高のものができるのではないかとと思っておりますが、あまり理想を追うというよりも、直近の課題としましては、苦痛に喘いでおられる方々の精神的救済を中心とした、まず、とりあえずは債務整理ということだけでも、全国あまねくやっていただけることを期待しているところであります。

【平成 19 年 4 月 20 日（金）閣議後記者会見 抜粋】

### 【我が国金融・資本市場の国際化】

**Q：金融庁の金融審議会及び経済財政諮問会議の場で、金融の国際化について色々な意見等がまとまりました。国際化は金融庁単独ではなく、各省連携した様々な取組みが必要かと思いますが、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： ご発言のとおり、経済財政諮問会議で、特に国際的な金融・資本市場の強化・構築ということが話題となりました。そのためには制度のみならず、多岐に亘る課題について検討する必要があります。東京は国際金融センターとしての都市インフラの面で優れている点もございますし、交通インフラ、生活環境を含め、都市機能をより強化することによって、その魅力を向上させることができると考えております。国際金融センターとしての機能向上のためには、英語対応の人材の養成・集積等を含む機能性の高い、安全で快適な都市環境の整備に積極的に取り組む必要がございます。そのためには、金融行政と都市再生施策の協力と連携により、民と官

一体となった取組みを推進することが重要であり、そうした観点から、今後、都市再生本部とよく連携を進めていきたいと思っております。また、地域振興についての経済財政諮問会議の日にも、「投資環境整備に対する海外からの主たる要望事項」という報告がございまして、その3番目に「国際的な金融・資本市場の強化・構築」が海外からの要望として取り上げられまして、「金融グループの地域本社誘致」ということを海外から要求されているということが明らかになりました。当然、金融機関は民間金融機関を想定しておりまして、その意味で国内金融機関を誘致というよりも、国際的な金融機関の活動の拠点という意味におきましては、海外の金融機関を誘致するというのも大事でございます。その誘致する時の、抽象的に言えば、日本市場の魅力、これにかかわるわけでございまして、その魅力を作るためには金融庁のみならず、他省庁との連携、もとより必要でございます。特に、先ほど申し上げましたとおり、快適な金融機関のビジネス環境ということにおける世界の比較ということになりますと、ゾーニングだとか、建築物の機能性の高いものだとか、衛生面、治安面というようなものが全てかかってくるわけでございまして、そうしたことから他省庁ともよく連携したいと思っております。

**【平成19年4月24日（火）閣議後記者会見 抜粋】**

**Q：（5月21日に在日米国商工会議所の主催で講演を行ったことを受けて）**

**大臣の講演において、日本橋に新しい金融街を作りたいというお話がありましたが、大臣がお考えの構想、具体策というものについてお聞かせください。**

A： まず、世界の例からしますと、金融各都市・地域における金融センター機能というのは局地化されております。そこには、ビルのインテリジェント化が必要であります。即ち、巨大なシステムを支えるコンピュータ等の回線や情報機器等の装備が必要だということが、まず第一の要件でございます。機能の講演でも申し上げましたが、時差がございまして、世界のマーケットを結ぶ仕事であることから、24時間ビルが開放されていなければならない。ビルが開放されていると同時に巨額な金銭の動きを管理するものでありますから、自ずからそこに治安の対策が採られていなければならない。そして、各大手金融会社がそれぞれのビルを持つわけですから、その地域として治安が良く、インテリジェント機能があつてということと同時に、この間の新丸ビルで見られますように、朝5時でもレストランが開いている、或いはスポーツクラブがあるというような非常にカンファタブルな要件も必要であるわけでございまして、というような等々の機能を強化していくビルということを考えますと、そこに自ずから集積になるというところが、意図する部分と自然発生的な部分とが加味されて、金融機能が強化をされれば、すればするほど、そういったものが出来上がるというのが、カナリーワフ、即ちロンドンやニューヨークの例でございます。従いまして、日本における金融機能を強化すれば、おそらく、そのような地域になるだろうというように思っておりますが、他方、外資における現地法人本社の数を調べますと、港区が最も大きいわけでございまして、今後、そうした問題を都市再生本部で鋭意検討いただいて、その地域については、都市再生本部にお任せしたいというように考えております。

**【平成19年5月22日（火）閣議後記者会見 抜粋】**

## 【足利銀行受皿】

**Q：（4月23日に栃木県知事が要望を伝えるため、金融庁を訪れたことを受けて）知事の要望の中にもう少し情報を開示してほしいというような要望・要請があったかと思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。**

A： 強い要望ではございませんでした。もう少し何らかの手掛かりがあれば議論がし易いかなというようなお話でございました。それに対して、私どもは手掛かりがあればあるほど、また、関係者のメッセージについて中立的なメッセージと思っておりますが、受け取る側、或いは聞いた人、読まれた人、こういった方々に何らかの意思を感じさせてしまうということになりますと、大変激しい競争が予想されておりますので、いわば公共的立場、中立的立場の金融庁、或いはその他の機関の公平さが担保できるかなというように思っております。それは、引いて市場の透明性や公平性、そういったものの印象にも係わってきます。それは、慎重にしていかなければならないように思っております。しっかり公表して、たどり着いた結論という形の方が、公平、そして透明な感じを持っていただけるのか、それから、或いはもう徹底的にインナーでしっかりした調査をして発表した後で、説明をきちりするのか、その価値観でございますが、いずれにしてもマーケットメカニズムということを大事にしようということから考えますと、あまり事前に予測や予見ができるという材料を提供しない方がよいということに考えを持っておりまして、受皿候補の数、名称についてまで、相変わらず公表しないという態度になるということをご説明申し上げました。そうしますと、大変よく納得をいただいたというように考えております。

**【平成19年4月24日（火）閣議後記者会見 抜粋】**

## 【大手銀行格付け】

**Q：ムーディーズが、大手メガバンクの格付けを軒並み引き上げたのですが、これに対する大臣のご所見をお聞かせください。**

A： まずは、日本の（金融機関の）格付がランクアップされたということにつきましては、いわゆるシステムリスクの問題から、いよいよ発展の段階に入ったことを海外から評価いただいたということだろうと思っております。喜ばしいことでございます。一般論として申し上げれば、主要金融機関が不良債権問題を脱却した今日、国際金融市場において存在感を発揮し、また、顧客の多様なニーズに応えられるよう、経営を行っていただくことを期待しているところでございまして、こうしたことをきっかけに、さらに銀行としての役割を果たしていただきたいというように願っております。

**【平成19年5月8日（火）閣議後記者会見 抜粋】**

## 【地方銀行の統合】

**Q： 山形で「きらやか銀行」が発足しまして、金融界の方でも地銀統合に向けた動きが出ていますが、地方銀行の再編に関しまして大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 経営統合は、あくまで各金融機関の自主的な経営判断に基づいて決定されるものでございます。一般論として申し上げますと、経営統合は、規模の経済や範囲の経済、店舗や経営資源の効率的な配置、システム投資の効率化、人材やノウハウの多様化等が働くことによる経営効率の向上とともに、経営改革や当事者間の相互チェックによる企業統治の向上が期待できるものでございます。経営統合の具体的な効果につきましては、個々の企業やそれらの企業を取り巻く環境等によって異なり得ることから、一概に申し上げることは困難でございますが、今回の経営統合が、さっき申し上げましたようなポジティブな結果に結びつくことを期待するところでございます。地方銀行、特に不良債権がまだ片付いていない地域でのネガティブな経営統合というのものもあるでしょうし、更に収益力強化、大競争時代への備えというポジティブな強化もございまして、そんな意味で、これからの推移を見ながら、金融庁といたしましても、健全性を求めて、更に経済の成長にどうしたら資することが大なのかということも考え合わせ注目したいと思っております。

【平成19年5月8日（火）閣議後記者会見 抜粋】

## 【消費者金融決算】

**Q： 消費者金融の大手4社の決算が出揃い、4社で1兆7,000億円を超える巨額な赤字を計上しました。また一方で、大手の中には貸金業法の施行に先立って、上限金利を引き下げる動きも出ていますが、こうした業界の動向について大臣のご所見をお聞かせください。**

A： まず、赤字の公表、またそれに関連することについて申し上げますと、過払金返還請求の急増、引当増による大幅な赤字、そうしたことについては、既に色々と報道をなされ承知しているところでございます。また、上限金利の引下げや総量規制の導入等、貸金業者を取り巻く経営環境が厳しいものとなっているということは事実でございます。そして、大手銀行、金融機関におかれましても、貸金業者の経営状況を踏まえた業績の下方修正が行われておるわけでございます。こういった中、各社・各グループは、種々のリストラ策を公表するなど、ビジネスのあり方の見直しを進めております。当局といたしましては、各社・各グループにおきまして、改正貸金業法の趣旨を踏まえ、法令遵守態勢、内部管理態勢の整備にしっかり取り組んでもらうなど、新しいビジネスモデルを構築し、模索されることについて注視していきたいと思っております。そして、貸金業の消費者金融最大手のアコムが上限金利の引下げを発表されました。これは、法令施行前の先取りした考え方であろうと思っておりますが、市場機能としましては、将来予測というものがあるわけでございまして、市場のメカニズムの一つではないかというように思っております。融資の金利形態、金利帯や商品性、それぞれの貸金業者の経営判断によることではあります。貸金業法において概ね3年後に上限金利の引下げ、総量規制の導入というようなことからしまして、過去における金利の下げに於いての経験則からしまして、今回も先取りしたというように思っております。いずれにいたしましても、当局としましては、それぞれの貸金業者が貸金業の適正化、過剰貸付の防止、金利体系の適正化といった法の主旨を踏まえ、準備期間中において、適切にビジネスモデルの見直しを進めることによりまして、改正貸金業法が円滑に施行されることを期待しているところでございます。

【平成19年5月11日（金）閣議後記者会見 抜粋】

## 【大手銀行決算】

**Q： 大手銀行の2007年3月期決算が今週末から本格化し始めますが、大臣はどういうところに注目されておりますか。**

A： 一般に決算発表がございますが、各企業とも概ね好調であろうというように考えております。特に金融機関の中の大手銀行、銀行における決算についての私の関心事項は、本来業務純益の内容にあります。他の運用面等も含めまして、今後どういう推移を辿るかということについての一つの示唆があるうと思っておりますので、この点注目してまいりたいと思います。

【平成19年5月15日（火）閣議後記者会見 抜粋】

## 【電子マネー】

**Q： 流通系ですとか交通系ですとか、民間各社の電子マネーを巡る動きがあります。この電子マネーについて、利用者保護のための法的な枠組みが十分でないとの指摘がありますが、金融庁として、今後、どのように対応していく必要があるのか、お考えをお聞かせください。**

A： IC型電子マネーは、前払式証票規制法の適用対象とされておりまして、未使用残高の2分の1相当額について、供託等を行うことによりまして、一定の利用者保護が図られております。他方で、証票が発行されていないインターネット上の取引で使用できるようなネットワーク型の電子マネーは、前払式証票規制法の対象となっていないわけでございます。このような電子的支払サービスにつきまして、金融庁としても、金融審議会「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ」を設置して課題整理を行いまして、昨年4月に今後検討すべき課題を座長メモとして公表したところでございます。具体的には、一番に「サービス提供者破綻時の利用者保護」、二番に「電子的支払サービスに関する当事者間の責任分担のあり方等」、三番に「電子的支払サービスのあり方」が課題として挙げられております。このような課題につきまして、情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害しないように配慮しながら、多様かつ安定した決済サービスを可能とし、利用者を適切に保護する観点から検討を更に行うことが重要と考えております。現在のところ、直ちに前払式証票規制法等の改正を行う予定はございませんが、多岐に亘る論点に関連する課題でございますため、今後も、着実に各論点に関する検討を継続してまいりたいと考えているところでございます。

【平成19年5月18日（金）閣議後記者会見 抜粋】

## 【G8財務大臣会合】

**Q： ドイツで開かれたG8財務相会合で、ファンド規制については監視強化で合意され、直接規制が見送られるという内容でしたが、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 金融庁は、以前から利用者保護の観点、それから市場の健全性といったことを中心に、ファンドについては考えるところでございますし、また、私もFRBの高官とこの問題について整理をした時には、プライベートファンドについては、完全自由な行動をむしろ認めるべきである。しかし、ヘッジファンドについては、やや注意を要する点がある。その注意とは、短期投機的な動きについては、これは市場の混乱を招くので注意を要する。この注意を要することにおいて、登録までしていくということが是が非か、或いは規制をするということが是が非か、ここについては、アメリカでもまだ悩み多きことであって検討中ということでございます。ま

た、そこで、我々としては、投資家保護の観点からは届出いただいて、それでその行為について中身までは監視しないけれども、もし、何らか投資家に損害が与えられるようなことがあれば、所在場所、連絡場所等については、しっかりと把握しておきたいというようところが、今の考え方でございます。ドイツで行われましたG8のポツダムでの話は自主規制ということでございますので、そういったことは、今後自主規制の中から、自ずから浮き彫りにしていただけるというものと期待しているところでございます。

**【平成19年5月22日（火）閣議後記者会見 抜粋】**

## 【その他】

**Q： 国内三大証券の一角である日興コーディアルが、外資の傘下に入るといことですが、三角合併の解禁を前に、民間企業の一部から外国企業からの買収を懸念する声も出ているようです。こうした環境の中、大手証券が外資の傘下に入るとい点について、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 金融庁としては、証券会社が法令等を遵守し、市場仲介機能を適切に発揮することで、信頼性と厚みのある証券市場が実現するとともに、適切な投資家保護が図られることを重視しております。国内企業でありましても、国外企業でありましても、こうした方向に寄与していただくことが大事であろうと考えております。なお、監督行政にあたりましては、従来から内外無差別の原則の下、国内の金融機関と外国資本の金融機関等との間で異なる取扱いを行うということはありませんので、その意味におきましては内外無差別。また、上場している以上は、外資であろうが、内資であろうが、株式購入は可能でありますので、その意味におきましては、当然予測される範囲、想定範囲内の話として受け止めるべきことであろうと思っております。

**【平成19年4月27日（金）閣議後記者会見 抜粋】**



## 【お知らせ】

### ○ 金融庁主催「多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウム」の開催について

[多重債務者対策本部](#)において本年4月20日に決定された「[多重債務問題改善プログラム](#)」の中で、地方自治体における「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」が盛り込まれました。今後の多重債務者対策として、地方自治体における相談体制を充実させることは非常に重要です。

また、プログラムでは金融庁が「各自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成する」ことも決定されました。

そこで、プログラムを受けて作成される地方自治体職員用の多重債務相談マニュアルの内容や自治体における先進的な取組みを、自治体担当者を含めた一般社会人に周知するほか、地方自治体における相談体制の充実を図るために、以下の内容でシンポジウムを開催いたします。

- |            |  |
|------------|--|
| <b>日時</b>  | 6月16日(土) 13:30~16:00   |
| <b>場所</b>  | 国連大学ウ・タントホール(東京都渋谷区神宮前5-53-70)   |
| <b>参加費</b> | 無料   |
| <b>内容</b>  | 基調講演(20分)・・・高橋 伸子 氏(生活経済ジャーナリスト)<br>相談マニュアルの内容の説明(30分)・・・金融庁<br>自治体における先進的な取組みの報告(30分)<br>・・・青木 淳 氏(長野県生活環境部生活文化課)<br>・・・吉田 直美 氏(岩手県盛岡市消費生活センター)<br>パネルディスカッション(70分)<br>・・・青木 淳 氏<br>・・・吉田 直美 氏<br>・・・西村 隆男 氏(横浜国立大学教育人間科学部教授)<br>・・・宇都宮 健児 氏(弁護士)<br>・・・高橋 伸子 氏<コーディネーター> |

特に、地方自治体において相談業務を担当されている方に参加していただければ幸いです。参加のお申し込み(締切りは6月4日(月))は[金融庁ホームページ](#)の他、FAX、ハガキでも受け付けております(宛先は以下になります)。皆様のご参加をお待ちしております。

**FAX 03-5966-5773**

**ハガキ 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館  
金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室**

## ○ EDINET パイロット・プログラムに関する資料の公開及び説明会の開催について

金融庁では、平成 18 年 3 月 28 日付で行政情報化推進委員会にて決定した「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき XBRL<sup>1</sup> の導入等による開示書類提出会社の利便性の向上等を目的とした EDINET の再構築を行っており、平成 20 年 4 月（予定）より新システムを稼動し、XBRL 形式による提出へ移行することを計画しております。

今般の EDINET への XBRL 導入に伴い、開示書類提出会社における書類の作成・提出の手順が変更となります<sup>2</sup>。特に財務諸表の作成においては、タクソノミ（勘定科目リスト）からの勘定科目の選択等の作業が発生するため、事前準備が重要となります。

当庁では、新システムへの円滑な移行及び XBRL 導入に向けた提出環境の整備に向け、操作手順の確認等を目的としたパイロット・プログラムを実施し、それに向けた説明会を以下のとおり開催致します。

### 【東京】

日時	時間	会場	住所
6月1日(金) (定員につき受付終了)	14:30~16:30	中央合同庁舎4号館 2階 共用220会議室	東京都千代田区 霞が関3丁目1番1号
6月6日(水) (定員につき受付終了)	14:30~16:30	中央合同庁舎4号館 2階 共用220会議室	東京都千代田区 霞が関3丁目1番1号
6月11日(月)	14:30~16:30	中央合同庁舎4号館 2階 共用220会議室	東京都千代田区 霞が関3丁目1番1号
6月20日(水)	14:30~16:30	三田共用会議所 1階 講堂	東京都港区 三田2丁目1番8号
7月4日(月)	14:30~16:30	三田共用会議所 1階 講堂	東京都港区 三田2丁目1番8号

### 【大阪】

日時	時間	会場	住所
6月8日(金) (定員につき受付終了)	10:30~12:30 14:30~16:30	大阪合同庁舎第4号館 4階 講堂	大阪市中央区 大手前4丁目1番76号
6月15日(金)	14:30~16:30	大阪合同庁舎第4号館 4階 講堂	大阪市中央区 大手前4丁目1番76号

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「EDINET パイロット・プログラムに関する資料の公開及び説明会の開催について」](#)（平成 19 年 4 月 27 日）にアクセスしてください。

<sup>1</sup> XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : データに属性情報を付すことで高度な利用を可能とする、国際的に標準化された、財務報告等に使用されるコンピュータ言語です。EDINET への XBRL 導入の概要については[次頁の別添資料 1](#)、XBRL 導入により期待される効果については、[次頁の別添資料 2](#)を参照ください。

<sup>2</sup> XBRL 導入による実務の主な変更点は以下のとおりです。

① EDINET タクソノミ（電子的雛形）の利用

→原則として EDINET タクソノミに用意された勘定科目を使用することになります。

② XBRL データの作成

→XBRL による開示書類を作成する環境が必要となります。

→従来の開示書類にはない情報を設定する必要が生じます。

③ 開示様式の作成方法

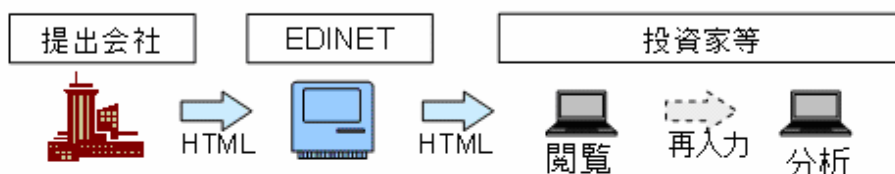
→EDINET にて自動生成された財務諸表の様式の内容を確認する作業が重要となります。

→財務諸表の見た目が従来のものから変更となります。

## 別添資料1. EDINETへのXBRL導入の概要

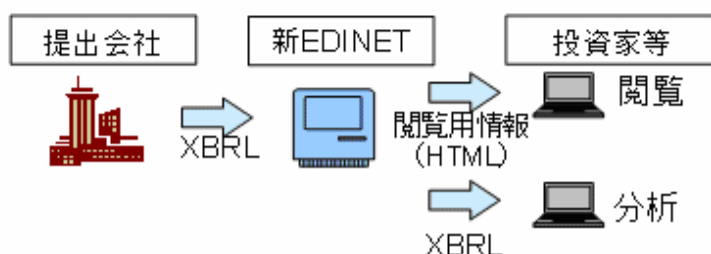
### • 現行EDINET

- 情報の再利用が困難であるため、投資家等は情報を分析等を使用するためには転記・再入力が必要



### • 新EDINET

- XBRLの導入により情報の再利用が容易となり、投資家等は効率的に財務情報の分析等が可能となる



## 別添資料2. XBRL導入の効果

EDINETの再構築において、XBRLの導入により期待される効果は、以下の通りです。

- 多様な財務報告がXBRLへ対応することで、書類作成の効率化が可能となる。
- 社内システム等より財務書類を容易に作成することが可能となる。
- 財務情報の整合性チェック等が容易となる。
- 英語等での情報開示が容易となる。

- 情報を分析システム等に取り込むことが容易になり、投資判断等に必要となる分析作業の効率化や事務負担の軽減が可能となる。
- 多様な財務情報を同一形式で入手可能となる。



提出者

EDINET

証券取引法に基づく  
有価証券報告書等の開示書類に関する  
電子開示システム

投資家等



監督機関

- 審査等の作業においてXBRLデータを直接取り込むことにより、転記・入力時に発生するミスの防止、作業の削減をすることができる。
- 分析、項目間の整合性チェック等の作業が軽減される。

## ○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、今般、政府広報番組「ドゥ！JAPAN」（日経CNBC：4月19日21時～21時30分放送）により株券の電子化の概要や留意点について広報を行いました。なお、この政府広報番組については、**政府インターネットテレビ（金融庁のホームページからもアクセスできます。）**にも掲載されており、約半年間ご覧頂ける予定です。

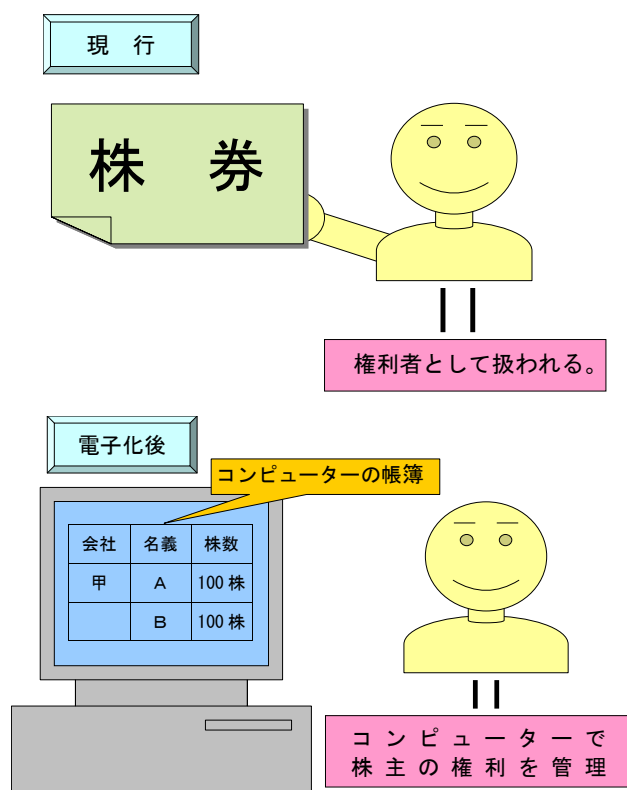
### ● アクセス方法は、次のとおりです。

- ・URLは、[http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn\\_20070419.html](http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn_20070419.html)です。ぜひ、一度ご覧下さい。
- ・金融庁ホームページからは、HPの右上の「株券電子化」のバナーをクリックすると、「株券電子化について」のページにアクセスしますので、同ページの「政府広報オンライン・テレビ番組「ドゥ！JAPAN（手続きはお早めに！株券の電子化）」をクリックして下さい。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします

### 1. 概要

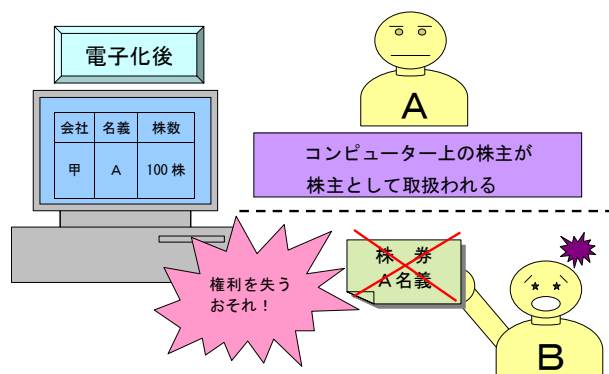
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



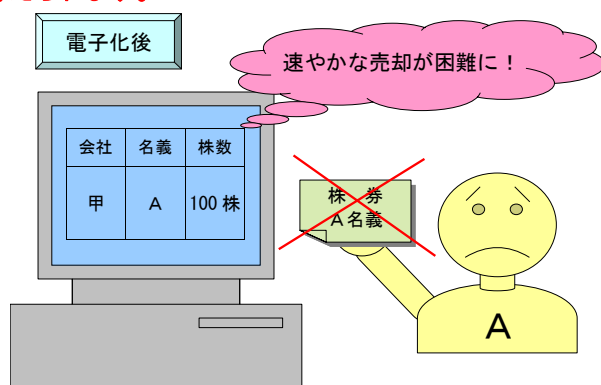
### 2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

## ○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。

当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けていますが、このたび、さらなる情報提供を呼びかけるため、ポスターを一新しました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける情報受付窓口は[証券取引等監視委員会ホームページ](#)をご覧ください。



（一般からの情報提供  
を求めるポスター）

## ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

## 【4月の主な報道発表等】

- 3日(火) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ EDINET再構築に伴うパイロット・プログラム実施のご案内  
・ 「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」の公表について
- 4日(水) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 三和ファイナンス株式会社に対する行政処分について (関東財務局長処分)  
・ 「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令(案)」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について
- 5日(木) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第38回)を開催  
・ 地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について -地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を- の公表について
- 6日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 株式会社関東つくば銀行に対する行政処分について (関東財務局長処分)  
・ 「保険会社に係る検査マニュアル」の英語版の公表について  
・ 多重債務者対策本部有識者会議第6回を開催  
・ 「改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」について
- 9日(月) [アクセス](#) ・ 多重債務問題の解決に向けた方策について(有識者会議による意見とりまとめ)を公表
- 10日(火) [アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(案)」等、並びに、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について
- 11日(水) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正(案)の公表について  
・ 第8回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
- 13日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ ベルル生命医療保障共済会に対する行政処分について (四国財務局長処分)  
・ 金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について  
・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案)の公表について  
・ 金融商品取引法制に関する告示案の公表について  
・ 金融コングロマリット監督指針の一部改正(案)の公表について
- 16日(月) [アクセス](#) ・ 東京証券取引所の定款等の変更認可申請書の一部の所在不明について
- 17日(火) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの回答について  
・ 第9回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ
- 19日(木) [アクセス](#) [アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について (トーセイ・リート・アドバイザーズ株式会社)  
・ 投資信託委託業者の認可について (スター・ホテル・リート・マネジメント株式会社)
- 20日(金) [アクセス](#) ・ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」の仮訳の作成について
- 24日(火) [アクセス](#) ・ 銀行の合併について (株式会社きらやか銀行)
- 25日(水) [アクセス](#) ・ 19年2月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について
- 27日(金) [アクセス](#) ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について

- [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
- [アクセス](#) ・ 監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について
- [アクセス](#) ・ EDINETパイロット・プログラムに関する資料の公開及び説明会の開催について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。